

# 和光市国民健康保険ジェネリック医薬品利用差額通知発送事業業務委託仕様書

## 1. 委託事業名

和光市国民健康保険ジェネリック医薬品利用差額通知発送事業

## 2. 事業の目的

和光市健康づくり基本条例（平成25年条例第4号）に基づくヘルスアップ及びヘルスサポートに寄与する取組として、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減可能額を通知することにより、ジェネリック医薬品の使用を定着・習慣化させ、その後の後発医薬品の継続使用を促すことで、被保険者の自己負担額の軽減とQOLの向上を目指すとともに、医療費の適正化を図ることを目的とする。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

## 4. 実施場所

和光市役所又は受託業者事務所内とする。

## 5. 業務の概要

和光市（以下、「甲」という。）は、調剤レセプトデータを受託業者（以下、「乙」という。）に提供する。乙は、調剤レセプトデータを活用し、効果額などの分析を行い、その分析を踏まえ、甲が決定した通知対象者へ差額通知書を送付する。

差額通知書を送付した後、乙は、削減効果の分析を行い、削減効果実施報告書を作成した上で、甲に提出する。

## 6. 通知対象者

ジェネリック医薬品差額通知の送付を行うことにより、自己負担額の軽減に効果的である被保険者を通知対象とする。ただし、ジェネリック医薬品選定基準は次のとおりとする。

- (1) 抗不安剤、抗てんかん剤、抗パーキンソン剤、精神神経用剤、抗がん剤、腫瘍用薬、ホルモン剤、免疫抑制剤の疾患を推測する医薬品は除外すること。
- (2) 先発医薬品とジェネリック医薬品の効能効果が異なる医薬品は除外すること。
- (3) 先発医薬品と剤形や規格単位が一致するものに限ること。
- (4) 短期処方薬及び注射器は除外すること。

- (5) 安定供給体制が整備されており、ジェネリック医薬品の規格取り揃え等に障害のない製薬会社の薬剤に限ること。
- (6) 医師から告知を受けていない可能性のある医薬品の通知はしないこと。
- (7) 医薬品のデータベースは常に最新のデータを保持するように努めること。

## 7. 業務詳細及び通知回数等

### (1) 業務詳細

#### ア 通知対象者リストの作成 (乙)

乙は、甲が指定する連続する月数(3ヶ月以上)の調剤レセプトデータを分析し、ジェネリック医薬品に変更できる人(通知対象者)のリストを作成する。年齢・年代層別(10歳刻み)と削減効果額(対象月の自己負担額)から対象者を抽出する。また、薬効指定あり(慢性疾患治療薬・生活習慣病慣例薬)の対象者と薬効指定がない場合の両方から選定表を作成し、提出する。

#### イ 通知対象者の決定 (甲・乙)

乙が作成した通知対象者リストに基づき、甲乙協議の上で1回当たり860人以内の通知対象者を決定する。

#### ウ 差額通知書の作成 (乙)

通知書は、A4判両面で、カラー刷り(4色以上)で作成し、軽減できる効果額の表示については、最大金額及び最小金額を表示する。通知書及び封筒のレイアウト等は、甲と協議の上、決定する。また、乙は通知書のコピーを甲に提出する。

#### エ 差額通知書の発送 (乙)

差額通知の送付は2回実施することとし、発送人数は1回当たり合計860人以内とする。

通知書の発送にかかる費用としては、封筒作成、封入封緘及び郵送料を含める。

#### オ コールセンターの設置 (乙)

通知対象者からのジェネリック医薬品及び当該通知書に関する電話での問い合わせについてコールセンターを通知書発送後、1か月程度設置し、薬剤師等を含む医療専門スタッフが対応する。なお、コールセンターは、専用回線を有し、着信課金電話番号を設置する。問い合わせの内容については、一覧表にまとめ、甲に提出するものとする。

#### カ 削減効果実施報告書の作成 (乙)

乙は、差額通知書送付後のレセプトデータから、次のことに基づき、削減効果額を算出し、報告書を作成し、甲に提出する。報告書等の提出方法は、紙媒体及び電子媒体とする。

(ア) 削減効果額は、実際に通知書を発送した被保険者を対象とする。

(イ) 削減効果額の検証期間としては、差額通知書送付後から3ヶ月以上のレセプトデータを用いて報告書の作成を行う。

(ウ) 入院中や注射剤をジェネリック医薬品に切り替えている場合は、削減効果額として算出しない。

キ 業務完了通知書の提出（乙）

乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了通知書を提出するものとする。

(2) 通知回数及び対象人数

ア 通知回数 2回

イ 対象人数 860人以内/1回

8. 成果物

- (1) ジェネリック医薬品利用差額通知対象者リスト
- (2) ジェネリック医薬品利用差額通知送付者リスト
- (3) ジェネリック医薬品利用差額通知（データ）
- (4) 問い合わせ一覧表
- (5) 削減効果額報告書

9. 委託料の算定

契約書には、(1)レセプトデータの分析・対象者選定一式、(2)通知書作成一式、(3)封入・封緘作業一式、(4)封筒作成一式、(5)郵送料1通当たり金額（単価）、(6)コールセンター運用費用一式、(7)効果測定分析・報告書作成一式の金額をそれぞれ定めることとし（単価契約）、(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)については、2回分、(5)については、発送通数の実績により、甲は、乙に委託料を支払うものとする。

10. 事業スケジュール

令和7年度における主な事業スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

	時期	内容
1	4月	委託契約締結
2	5月	1回目通知対象者決定（甲乙協議）
3	5月～6月	1回目通知発送及びヘルプデスクの設置
4	10月	2回目通知対象者決定（甲乙協議）
5	10月～11月	第2回通知発送及びヘルプデスクの設置
6	12月～3月	効果額分析